

幼児児童生徒の安全確保に関する指針
(改訂版)

平成19年5月

福岡県教育委員会

1 学校での日常的な安全確保

(1) 教職員の共通理解と校内体制

- ・日頃から幼児児童生徒の安全確保について職員会議等で取り上げ、教職員間で情報交換、意見交換を密に行うことにより共通理解を深め、教職員一人一人の危機管理意識の向上を図る。

(2) 子どもの危機回避能力の育成

- ・安全に関する内容を教育指導計画に位置づけるとともに、防犯教室等を実施し、子ども自らが安全を確保できる能力を育成する。
- ・登下校時等に、緊急の事態が発生した場合の具体的な対処方法（大声を出す、逃げる等）を幼児児童生徒に指導する。

(3) 危機管理マニュアルの作成

- ・幼児児童生徒の安全確保のための基本的な内容や具体的な事項、教職員の役割分担や関係機関への連絡体制を定めた危機管理マニュアルを作成するなど学校危機管理体制の整備を図る。
- ・危機管理マニュアルに基づく訓練を実施するとともに、訓練によって得られた内容を生かすなど、定期的な見直しを行い実効性のあるものにする。

(4) 来訪者の確認

- ・立て札や看板等による案内・指示を行ったり、入口や受付を明示する。
- ・登下校時以外は校門を閉めるなど、敷地や校舎への入口等を管理可能なものに限定する。
- ・来訪者にリボンや名札等を着用させて識別が可能なようにしたり、来訪者に声かけ等をして身元の確認を行ったりして、外部からの人の出入りの確認を行う。

(5) 不審者や事件・事故等の情報に係る関係機関等との連携

- ・日頃から警察・消防や学校警察連絡協議会、教育委員会等の関係機関団体、PTAや地域住民等と連携して、情報の速やかな把握と発信ができる体制を整える。
- ・近接する幼稚園、学校等との間で情報を提供しあう体制を整える。

(6) 始業前や放課後、授業中、昼休み、休憩時間等における安全確保

- ・教職員の具体的な役割分担（校内巡回等）を定め、幼児児童生徒の状況を把握するとともに、不審者の侵入を速やかに発見・確認し、事態を学校内外に伝えるための体制を確立する。

(7) 登下校時における安全確保

- ・定期的にさまざまな角度から危険箇所を把握し、通学路の点検や見直しを行う。
- ・幼児児童生徒に対し定められた通学路を通して登下校するよう指導する。
- ・通学路において人通りが少ない場所や死角がある箇所など幼児児童生徒が登下校の際に注意を払うべき所や緊急時に避難できる交番や「子ども110番の家」、

- コンビニ等を盛り込んだ安全マップを作成し、幼児児童生徒や保護者に周知する。
- ・ P T Aや学校支援のボランティア等の協力のもと、登下校中の見守り活動を実施する。
 - ・ 集団や複数人による登下校を実施し、子どもが一人にならないよう配慮する。
 - ・ 必要に応じて通学路の変更や登下校の見合わせ等の措置をとる。

(8) 校外学習や学校行事における安全確保

- ・ 事前に綿密な計画を立てるとともに、現地の安全を十分確認する。
- ・ 幼児児童生徒に対する事前の安全指導を十分に行う。
- ・ 緊急の事態が発生した場合の連絡や対処の方法をあらかじめ定めておく。

(9) 学校開放時における安全確保

- ・ 学校開放時における開放部分と非開放部分との区別を明確に示し、非開放部分への不審者の侵入防止のための方策（施錠等）を講じる。
- ・ 学校開放時の安全確保について、P T Aや地域住民等によるパトロールの実施等学校支援のボランティアの積極的な協力を要請する。

(10) 放課後や休日における安全確保

- ・ 「行き先、一緒に遊ぶ人、帰宅予定時刻を告げてから遊びに聞く」「危険な場所には近寄らない」「一人では遊ばない」など具体的な内容を幼児児童生徒に指導する。

2 不審者や事件・事故等の緊急時に対する学校での安全確保

(1) 不審者や事件・事故等の情報がある場合の連絡等の体制

- ・ 警察に監視やパトロール等の実施を要請するなど速やかに警察との連携を図る。
- ・ 緊急時の幼児児童生徒の登下校の方法について、通学路の変更や登下校の時間帯の変更、路線バス等の利用などあらかじめ対応方針を定めておく。
- ・ 幼児児童生徒の安全確保のため、P T Aや地域住民等による学校支援のボランティアに学校内外の巡回等の協力を要請する。
- ・ 必要に応じて臨時休校等の措置をとる。

(2) 不審者侵入や事件・事故等の緊急時の体制

- ・ 直ちに校長、教頭又は他の教職員に情報が伝達され、幼児児童生徒への注意喚起、避難誘導や教職員による応急手当等、幼児児童生徒の安全を守る速やかな対応ができる体制（役割分担）を整える。
- ・ 警察、消防署、学校警察連絡協議会等の関係機関や教育委員会等に対して、直ちに通報がなされる体制（役割分担）を整える。
- ・ 緊急時に備えた教職員による安全確保の訓練や、幼児児童生徒の避難訓練等を実施する。
- ・ 警備員を配置している場合、巡回パトロールが効果的に行われ、緊急時に短時間で対応できる体制を整える。

(3) 事件・事故等の緊急時の放課後や休日における安全確保

- ・「外出を控える」「出校日、学校行事等は中止する」等の措置をとる。
- ・集団登下校や保護者による送迎の実施

3 保護者、地域住民、警察等の関係機関との連携・協力による安全確保

(1) 日常的な取組

① 家庭への働きかけ

- ・不審者や事件・事故等の情報を警察、学校等への速やかな伝達が行われるよう働きかける。
- ・幼児児童生徒が犯罪や事件・事故等の被害から自分の身を守るため、通学路の遵守や危険な場所の確認、屋外での行動に当たって注意すべき事項を家庭で具体的に話し合うよう働きかける。

② 不審者や事件・事故等に関する情報収集・交換

- ・定期的に学校安全対策協議組織の会議を開催し、不審者や事件・事故等に関する情報交換を行うとともに、校区の安全確保に関する具体的な取組を企画・運営する。

③ 学校外の安全確保のための取組

- ・学校外の安全確保のため、学校安全対策協議組織や学校支援のボランティア等の協力を得て、校区内の人通りの少ない場所等の危険箇所の点検や「声かけ運動」「見守り活動」等の取組を行う。

④ 登下校時、授業中、学校開放時等の取組

- ・幼児児童生徒の安全確保のため、学校安全対策協議組織との連携・協力の下、通学路の安全点検、登下校時、授業中、放課後、学校開放時等における学校内外の巡回等の取組を行う。
- ・登下校時等に緊急事態が生じた場合、幼児児童生徒が緊急避難できる「子ども110番の家」やコンビニ等の学校支援のボランティアの体制づくりをする。

(2) 不審者や事件・事故等に対する取組

- ① 不審者や事件・事故等の情報があった場合や不審者が学校内に侵入した場合などの緊急時には、警察等の関係機関や学校安全対策協議組織との連携・協力の下、各家庭や地域への注意喚起、授業中や放課後等における学校内や周辺、学区内の巡回、集団登下校への同伴等の取組が行われる体制を整える。

- ② 学校や関係機関等からの注意依頼文書等を各家庭に配布したり、地域に掲示したりするなど速やかに周知される体制を整える。

4 学校施設・設備面における安全確保

(1) 敷地内の侵入対策

- ・校門、囲障、外灯（防犯ライト等）等の整備や破損箇所の補修を行う。
- ・防犯監視システム等の整備を必要に応じ行う。
- ・死角の原因となる立木等の剪定、自転車置場、駐車場や隣接建物等からの侵入防止対策等を行う。
- ・必要に応じ、職員室、事務室等を、アプローチ部分や屋外運動場を監視でき、緊急時にも即応できる位置に配置する。

(2) 建物内への侵入対策

- ・校舎の窓・出入口、錠等の整備や破損箇所の補修を行う。
- ・防犯監視システム等の整備を必要に応じて行う。
- ・必要に応じ低層階の外部に面する窓ガラスを防犯性能の高いものにする。
- ・さすまたや盾、催涙スプレー等の安全を守るための器具を整備する。

(3) 通報システムの整備

- ・警報装置（警報ベル、ブザー等）、通報機器（校内緊急通話システム、警察や警備会社との連絡システム等）の整備を必要に応じて行う。

(4) 避難対策

- ・教室等の避難経路を複数確保するとともに、避難を考慮した施錠システム（内部からのみ開錠可能等）とする。